

# 飯塚市行財政改革実施計画

## 〔第一次改訂版〕

『市民とともに築く活力・魅力ある飯塚市』の実現に向けて

平成21年12月

飯 塚 市

# 目 次

1	第一次改訂版策定の趣旨	1
2	これまでの取り組みによる成果と課題	2
(1)	実施計画推進項目の取組状況	3
(2)	効果額が大幅に上回ったにもかかわらず、収支改善ができなかった主な理由	4
(3)	本市が目指すまちづくりのために向けて取り組んできた主な投資的・政策的事業	4
(4)	平成 18 年度作成の財政見通しと決算（見込）額との比較表（一般会計ベース）	5
3	本市の財政状況及び今後の財政見通し	
(1)	主な歳入・歳出の状況	6
(2)	経常収支比率、地方債、公債費、基金の状況	9
(3)	今後の財政見通し	11
4	第一次改訂版策定の基本的な考え方	13
5	第一次改訂版の計画期間	13
6	数値目標	13
7	今後予想される財政需要への対応について	13
8	推進体制と進行管理	14
9	実施計画	
(1)	推進項目の体系	15
(2)	推進項目集計表	17
(3)	推進項目個別一覧	18

## 1 第一次改訂版策定の趣旨

行財政改革大綱及び大綱に基づく実施計画(以下「実施計画」という。)では、筑豊の中核都市としての役割を果たしながら、将来にわたり安定し、充実した「飯塚市」を目指した中で、実施計画の最終年度である平成 22 年度には、単年度の財政収支を黒字化することを数値目標として掲げていました。

実施計画推進項目に基づいて実施してきたこの 4 年間(平成 18 年度から平成 21 年度まで)では、効果見込額が実施計画の計画額を大幅に上回っていますが、国から交付される地方交付税については、市町合併による優遇措置として平成 27 年度まで 1 市 4 町分の算定(合併算定替(\*1))が行われ、一つの市としての「一本算定」に比べて多額の地方交付税(合併後 10 年間の特例で毎年度約 26 億円程度が上乘せされ、その後の 5 年間で段階的に縮減)が交付されているにもかかわらず、毎年度約 10 億円から 20 億円程度の基金を取り崩しながら収支バランスを図っているのが現状です。

今後も財源不足の状態が続けば、基金が枯渇し、予算編成が困難になるとともに、早期健全化団体、更には財政再生団体(\*2)への転落も予想されるところであり、仮に指定された場合は、実質的に国の管理下のもと、行政運営に様々な制約が課されることになり、最終的には、市民の皆さんにこれまで以上に厳しい受益者負担増や徹底した市民サービスの縮小、廃止を行うなど、行政サービスの提供に多大な影響を与えることとなります。

このような最悪の事態を招かないために、将来のまちづくりを見据え、行財政改革に積極的に取り組んでいます。定率減税の廃止、後期高齢者医療制度の創設、障害者自立支援法の制定など、市町合併前後における国の制度改正等が本市の行財政改革の取り組み時期と重なり、市民生活を取り巻く環境が大きく変わったことにより、市民の皆さんから行政サービスが低下したとの声の一部あるのも事実です。

しかしながら、本市と同様に、国、福岡県においても財政状態は極めて厳しく、国の政権交代による政策転換などにより、地方公共団体を取り巻く環境がどのように変わっても、これまでのように地方交付税や国の補助金に依存した行財政運営を継続することは困難であり、今後は、真に自主・自立した身の丈にあった行財政運営を行っていく必要があります。このようなことから、これまで行ってきた行財政改革について課題・問題点などを整理・検証し、すべての事務事業について慣例、先例にとらわれず、新たな視点に立った中で、抜本的な見直しを行いながら、更なる行財政改革を市民の皆さんとともに取り組んでいくことが喫緊の課題となっており、この難局を乗り切るためには、危機的状況にある本市財政の実情をはじめ、行財政改革の取組状況やまちづくりの方針などについて、市民の皆さんに積極的に情報公開することにより、危機意識の共有化を図ることが最も重要であると考えます。

今後においては、市民生活がますます厳しくなっている現状を踏まえた中で、市民の皆さんの意見等を聴きながら、可能な限り行政内部の改革を中心に更なる行財政改革に積極的に取り組み、本市が目指す「市民とともに築く活力・魅力ある飯塚市」の早期実現に向けて、『飯塚市行財政改革実施計画(第一次改訂版)』を策定するものです。

- \* 1 『合併算定替』 市町村合併が行われた場合、スケールメリットにより様々な経費の節約が可能になることから、制度上、普通地方交付税も減少しますが、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりではなく、旧合併特例法第 11 条第 2 項において、合併年度とそれに続く 10 年度は、合併前の市町村がそのまま存在しているものとみなして計算した交付税額を保障し、その後、5 年間で保障額を逡減させるものです。
- \* 2 『早期健全化団体』 平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、従来の財政『財政再生団体』 再建基準に変わり、イエローカードである「早期健全化基準」とレッドカードの「財政再生基準」が設けられました。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「早期健全化団体」、財政再生基準以上の場合は「財政再生団体」となります。

## 2 これまでの取り組みによる成果と課題

平成 18 年 3 月に 1 市 4 町が合併し、新生「飯塚市」が誕生しましたが、職員削減、事務事業の効率化、施設の統廃合など、合併したことにより自治体の規模が大きくなるに伴う効果(スケールメリット)はすぐに現れるものは少なく、国の三位一体の改革(\*3)による予想を上回る地方交付税の削減などにより、合併初年度である平成 18 年度当初予算では大幅な財政収支の不均衡が生じ、次年度以降の予算編成が困難な財政状況となったことから、「財政の非常事態宣言」を行い、平成 18 年 11 月には行財政改革大綱及び実施計画を策定しました。

この実施計画では、単年度の財政収支を黒字化することを目標に掲げ、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で、98 項目にわたり約 129 億円の計画額を見込んでいましたが、平成 21 年度(当初予算)までの 4 年間では、計画額約 88 億円に対し効果見込額は約 127 億円となっており、計画額を約 39 億円上回っています。

この 4 年間における主な取り組みとしましては、大幅な職員削減(平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間で 200 名)、普通建設事業費の削減(合併特例債(\*4)の活用含む。)や経常経費の見直しなど行政内部の改革を中心に、ごみ収集手数料、長寿祝金給付事業、住民票等手数料の見直しや公立幼稚園通園バスの有料化など、市民生活に身近な行政サービスについても、市民の皆さんの理解・協力を得ながら、一部縮小、廃止などを実施してきました。

また、一方では、平成 20 年の世界同時不況による地方経済の大幅な落ち込みなどにより、市民生活が非常に厳しくなったことから、計画していましたが固定資産税及び法人市民税の税率見直しは後年度に先送りするとともに、児童クラブ使用料や保育所保育料の見直しについても、子育て支援策の充実を図る観点から実施いたしております。

更に、本市が目指すまちづくりを見据えた中で、小学校 3 年生までの 35 人以下学級の実施、小学校就学前までの医療費の無料化、コミュニティバスの市内全域への拡充、防災行政無線の設置や小・中学校の耐震補強工事等、教育環境の整備、子育て支援策の拡充、安全・安心のまちづくりのための施策などを順次実施しています。

このように、将来のまちづくりを見据え、可能な限り種々の施策を展開してきましたが、三位一体改革後の平成 19 年度以降も予想を超える地方交付税の削減に加え、社会経済情勢の大きな変化などに伴う税収減や実施計画の一部先送りなどにより、平成 21 年度決算見込みでも財政調整基金など約 6.1 億円の基金を取り崩して財政の収支バランスを図っており、取り崩しが可能な基金残高は、今後も減少が見込まれ、予算編成が非常に困難な財政状況となっています。

- \* 3 『三位一体の改革』 地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、真に住民に必要な住民サービスを地方自らの責任で自主的、効率的に選択する幅を拡大するため、国庫補助負担金を削減し、代わりに税源を地方に移譲するとともに、地方交付税を見直すという 3 つの改革を同時に行うもので、平成 16 年度から平成 18 年度にかけて実施されました。
  
- \* 4 『合併特例債』 合併市町村のまちづくりのための建設事業等に対する財政措置で、市町村の合併に伴い特に必要となるものについては、起債の対象となる額について、合併特例債(充当率は 95%(上下水道事業、病院事業は 100%))を充てることができ、その元利償還金の 70%については、後年度において普通交付税に加算されることになっています。この財政措置は、合併後 10 年間の特例措置です。

## ( 1 ) 実施計画推進項目の取組状況

### 【計画額を大幅に上回った主なもの】

定員適正化計画の策定・実施

- ・職員を 5 年間で 168 名削減                      3 年間で 200 名削減

普通建設事業の見直し

- ・市営住宅建設事業の減、失業対策事業(特定地域開発就労事業)の終息等
- 市税等滞納整理対策の実施
- ・納税者との公平性等を確保するため、滞納整理対策の徹底

### 【計画額を大幅に下回った主なもの】

指定管理者制度の活用

- ・コスモスコモン、市営住宅等の指定管理者制度未導入
- 補助金等の見直し
- ・抜本的な「見直しに関する指針」を未策定

臨時職員数の削減

- ・予想を超える退職者の対応や育児・産休職員の代替等

### 【計画を実施しなかった主なもの】

固定資産税・法人市民税の税率見直し

- ・世界同時不況の影響等により市民生活が非常に厳しくなったため
- 保育料・児童クラブ利用料の見直し
- ・本市が目指す子育て支援策の更なる充実を図るため

(2) 効果額が大幅に上回ったにもかかわらず、収支改善ができなかった主な理由  
財政見通し(平成 18 年度作成)の推計条件等における主な見込み違い

- ・三位一体改革後の地方交付税の減少
- ・景気後退等による個人・法人市民税の減少
- ・固定資産評価替えによる固定資産税の減少
- ・扶助費(生活保護以外)の増加
- ・補助金等(病院補助金)の増加

(3) 本市が目指すまちづくりのために取り組んできた主な投資的・政策的事業

**【教育環境の整備・充実】**

小学校 1 年生から 3 年生までの 35 人以下の少人数学級編成の実施

平成 20 年度から実施

小・中学校耐震診断、耐震補強工事、大規模改造工事等の実施

平成 18 年度から順次実施

**【子育て支援・少子化対策の推進】**

乳幼児外来診療の無料化の拡大          平成 18 年度 4 歳未満まで、平成 19 年度 5 歳未満まで、平成 20 年度義務教育就学前まで、平成 21 年度も継続実施

妊婦健診公費負担の拡大          平成 19 年度まで 2 回、平成 20 年度 5 回、平成 21 年度 14 回に拡大

子育て支援センター事業の拡大          平成 20 年度 1 箇所新設(颯田地区)し、5 箇所に拡大

**【高齢者・障がい者にやさしいまちづくりの推進】**

認知症高齢者見守り事業の充実          平成 21 年度から認知症サポーター養成講座開設

障がい者生活支援センターの拡充          合併時 1 箇所を現在 4 箇所に増設

**【安全・安心なまちづくりの推進】**

防災行政無線システムの構築          平成 21 年度までに全市内に構築

浸水対策事業の推進          明星寺川流域浸水対策事業ほか

市立病院の開設          平成 20 年度(旧労災病院事業を継続)

**【住民の利便性の向上】**

コミュニティバスの拡充          平成 21 年度から全市に拡大・再編

**【雇用確保、定住化人口の増加、産業の活性化策の推進等】**

企業誘致の推進          平成 20 年度名古屋事務所開設(職員 2 名常駐)、平成 21 年度鯉田工業団地竣工

**【その他】**

健康の森多目的施設の開設          平成 21 年度

旧伊藤伝右衛門邸の一般公開          平成 19 年度から実施

(4) 平成18年度作成の財政見通しと決算(見込)額との比較表(一般会計ベース)

平成18年度作成の財政シミュレーションと決算(見込)額との比較表

(単位:百万円)

区分	H18年度(1年目)			H19年度(2年目)			H20年度(3年目)			H21年度(4年目)		
	行革計画額	決算額	差引	行革計画額	決算額	差引	行革計画額	決算額	差引	行革計画額	決算見込額	差引
地方税 (減収補てん償等含む)	13,908	14,129	221	13,888	14,067	179	13,859	14,021	162	14,392	13,387	1,005
地方交付税	16,893	17,500	607	17,085	16,302	783	17,057	16,676	381	16,977	17,905	928
国庫支出金	10,664	11,233	569	11,097	10,481	616	11,116	11,776	660	11,139	13,338	2,199
県支出金	3,011	2,770	241	2,566	3,166	600	2,340	2,937	597	2,349	3,639	1,290
その他の収入	13,723	13,760	37	8,556	8,736	180	8,467	8,290	177	8,650	11,557	2,907
歳入計	58,199	59,392	1,193	53,192	52,752	440	52,839	53,700	861	53,507	59,826	6,319
人件費	9,378	9,294	84	8,266	8,505	239	8,328	7,895	433	8,215	8,020	195
扶助費	15,119	14,722	397	15,712	15,479	233	15,808	15,835	27	15,844	16,313	469
公債費	7,201	7,195	6	7,637	7,717	80	7,614	8,150	536	7,472	8,062	590
物件費	6,337	5,831	506	5,843	5,670	173	5,726	5,582	144	5,652	5,966	314
補助費等	5,204	5,130	74	4,902	5,275	373	4,577	6,020	1,443	4,314	6,098	1,784
投資的経費	6,292	6,877	585	6,116	3,986	2,130	5,866	3,384	2,482	5,766	8,716	2,950
その他の支出	10,951	10,299	652	6,751	6,408	343	6,688	6,290	398	6,618	7,265	647
歳出計	60,482	59,278	1,204	55,227	53,040	2,187	54,607	53,156	1,451	53,881	60,440	6,559
歳入-歳出	2,283	114	2,397	2,036	288	1,748	1,769	544	2,313	373	613	240
実質的な単年度収支	3,241	899	2,342	2,036	1,064	972	1,769	504	1,265	373	983	610
財政調整基金・減債基金残高	4,869	5,551	682	2,833	5,515	2,682	1,064	4,772	3,708	691	4,626	3,935
行財政改革効果額	299	392	93	2,160	2,926	766	2,597	4,532	1,935	3,746	4,826	1,080
効果額の内訳	市民等に負担を求めるもの			164	184	20	234	185	49	1,041	263	778
	市役所内部に関するもの	295	377	82	1,650	1,920	270	1,663	2,999	1,336	1,847	2,839
	その他のもの	4	15	11	346	822	476	700	1,348	648	858	1,724

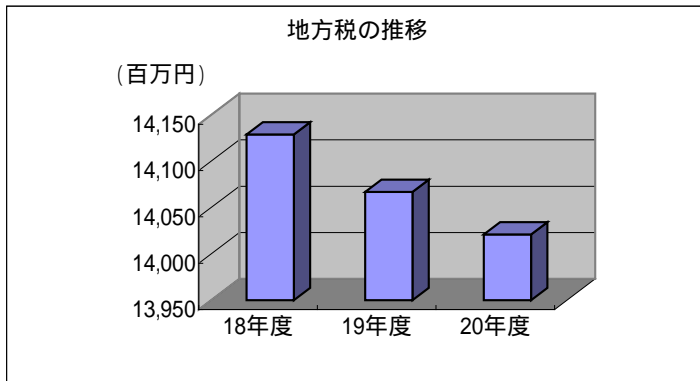
「行革計画額」とは、行財政改革の効果額を含んだ計画額をいう。

### 3 本市の財政状況及び今後の財政見通し

#### (1) 主な歳入・歳出の状況

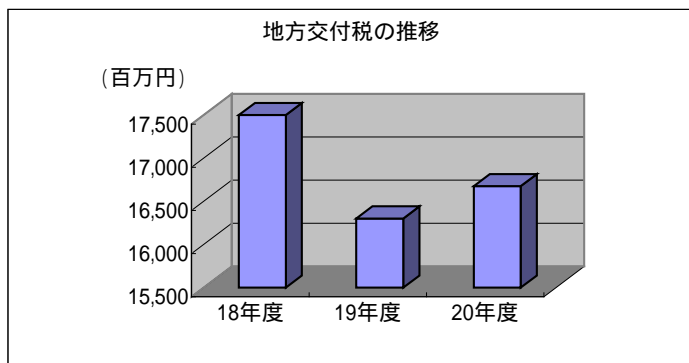
##### 歳入の状況

年度	18年度	19年度	20年度
金額	14,129	14,067	14,021



三位一体改革による税源移譲あるも  
トータルとして減  
【18年度】141.3億円 【20年度】140.2億円  
2年間で 1.1億円  
景気低迷の影響もあり

年度	18年度	19年度	20年度
金額	17,500	16,302	16,676



普通交付税  
= 基準財政需要額 - 基準財政収入額

【19年度】対前年比減(約12.0億円)の要因  
経常経費の減(約3.5億円)  
投資的経費の減(約4.0億円)  
特別交付税の減(約3.9億円)

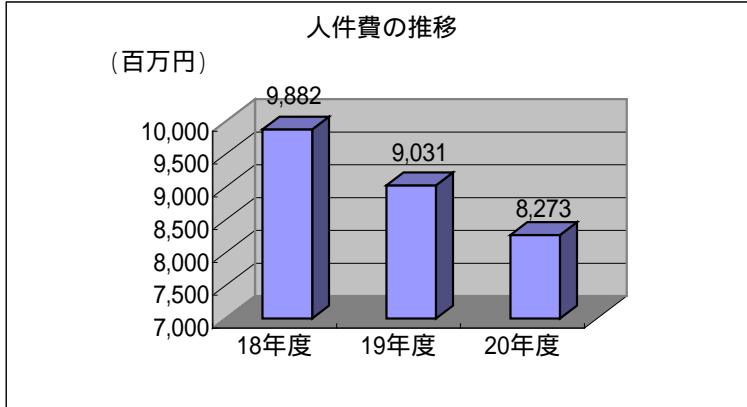
【20年度】対前年比増(約3.7億円)の要因  
地方税・地方譲与税の減収による増  
(約2.3億円)  
公債費増(合併特例債・臨時財政対策債)に  
よる交付税算入措置に伴う増(約4.8億円)  
地域再生対策費の創設による増(約2.5億円)  
経常経費の減(約5.1億円)



## 歳出の状況

### 人件費(普通会計)の推移 百万円

年度	18年度	19年度	20年度
金額	9,882	9,031	8,273



### 職員数

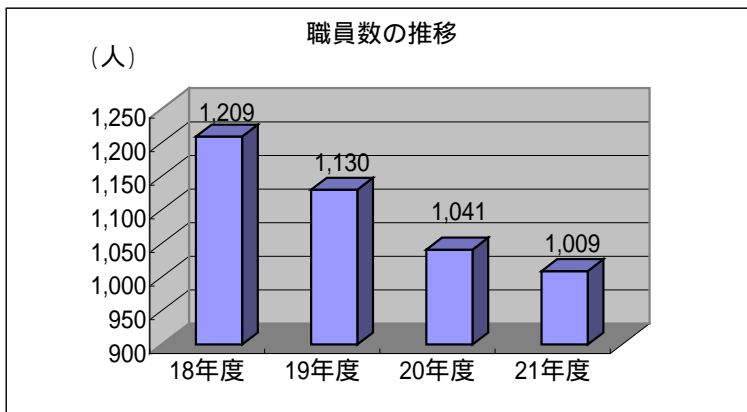
【18年度】1,209人 【21年度】1,009人  
3年間で 200人

### 再任用職員数

【18年度】26人 【21年度】62人  
3年間で 36人増

### 職員数の推移 人数

年度	18年度	19年度	20年度	21年度
職員	1,209	1,130	1,041	1,009

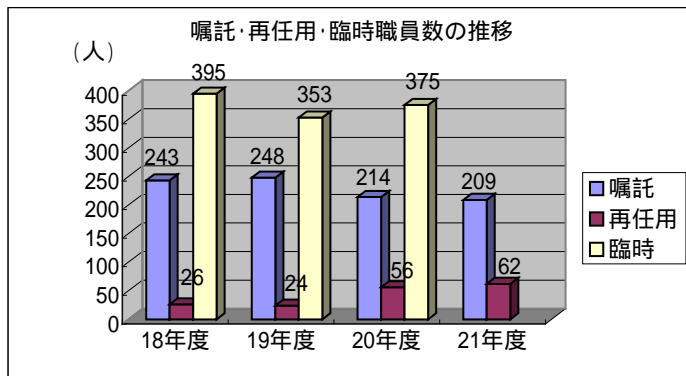


### 職員数

【18年度】1,209人 【21年度】1,009人  
3年間で 200人

### 嘱託・再任用・臨時職員数の推移 人数

年度	18年度	19年度	20年度	21年度
嘱託	243	248	214	209
再任用	26	24	56	62
臨時	395	353	375	



### 再任用職員数

【18年度】26人 【21年度】62人  
3年間で 36人増

### 嘱託職員数

【18年度】243人 【21年度】209人  
3年間で 34人

### 合計 (= + )

【18年度】269人 【21年度】271人  
3年間で 2人増

嘱託から再任用へのシフト

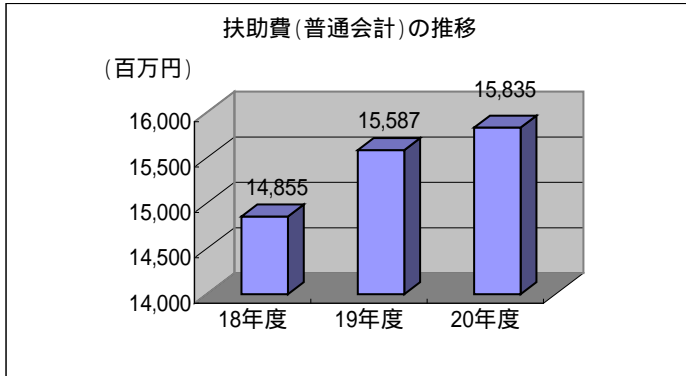
### 臨時職員数

【18年度】395人 【20年度】375人

臨時職員数は、各年度の3月現在の在職者数

**扶助費(普通会計)の推移** 百万円

年度	18年度	19年度	20年度
金額	14,855	15,587	15,835



生活保護者数推移

【18年度】(年度末)3,977世帯 6,044人 45.3%  
 (決算額)生活保護費 8,944,903千円  
 【19年度】(年度末)4,068世帯 6,189人 46.6%  
 (決算額)生活保護費 8,864,133千円  
 【20年度】(年度末)4,212世帯 6,394人 48.4%  
 (決算額)生活保護費 9,052,656千円  
 2年間で 235世帯・350人・3.1%増  
 2年間で生活保護費 107,753千円増

19年度以降「障害者自立支援法」の実施

障害者更生医療給付費増  
 【18年度】47,833千円 【20年度】353,519千円  
 2年間で 305,686千円増等

児童手当の増

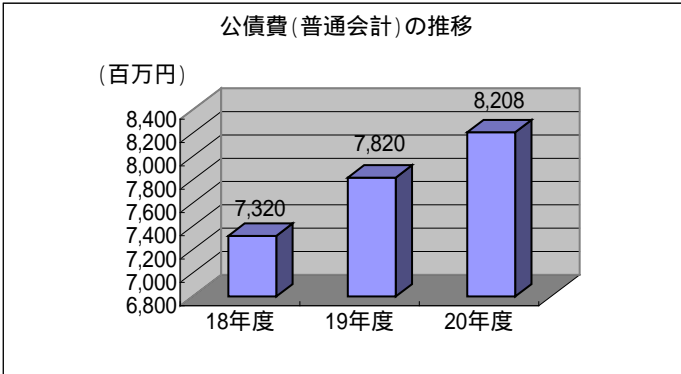
【18年度】773,055千円 【20年度】952,050千円  
 2年間で 178,995千円増

高齢化率の推移

【18年度】22.8% 【21年度】24.3%  
 3年間で 1.5%増

**公債費(普通会計)の推移** 百万円

年度	18年度	19年度	20年度
金額	7,320	7,820	8,208



合併推進事業

19年度より元金償還開始

臨時財政対策債

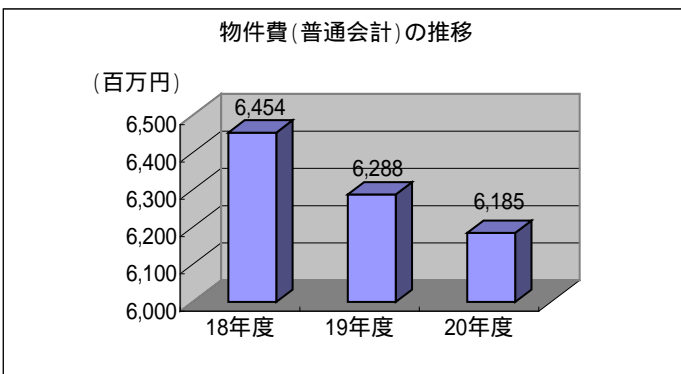
17年度以降随時償還開始

合併特例事業

20年度より一部元金償還開始(地域振興基金分)

**物件費(普通会計)の推移** 百万円

年度	18年度	19年度	20年度
金額	6,454	6,288	6,185



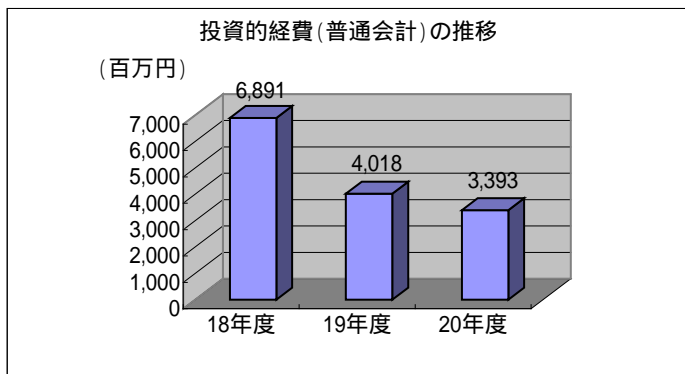
嘱託・臨時職員数の減及び一部賃金改定による賃金の減

【18年度】740,586千円 【20年度】686,270千円  
 2年間で賃金 54,316千円

指定管理者制度導入等による委託料の見直し

【18年度】2,752,089千円 【20年度】2,632,766千円  
 2年間で委託料 119,323千円

投資的経費(普通会計)		百万円		
年度	18年度	19年度	20年度	
金額	6,891	4,018	3,393	



失業対策事業 特定地域開発就労事業の終息による  
 [18年度]2,095,040千円 [20年度]200,382千円  
 3年間で事業費 1,894,658千円

市営住宅建設事業の減  
 [18年度]1,764,806千円 [20年度]255,590千円  
 3年間で事業費 1,509,216千円

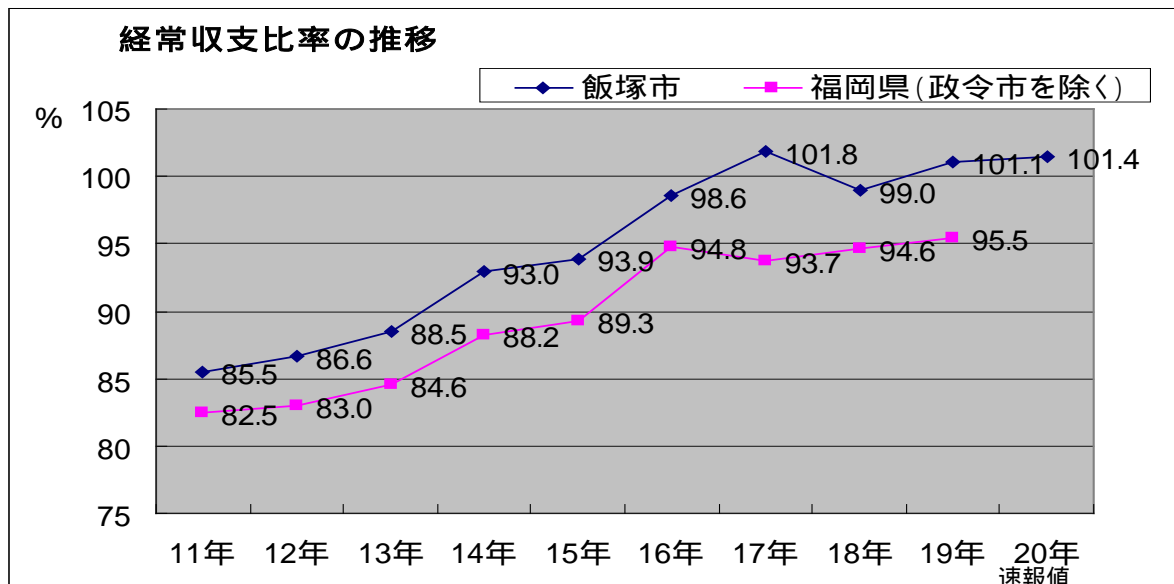
旧伊藤邸取得・修復事業の減  
 [18年度]369,930千円 [19年度]21,546千円  
 事業費 348,384千円

## (2) 経常収支比率、地方債、公債費、基金の状況

### 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定するこの比率は、その数値が低いほど一般財源に余裕があることを意味していますが、飯塚市における平成20年度(速報値)では101.4%となり、平成19年度と比較し0.3ポイント上回り、財政硬直化が進んでいます。これは、建設事業等の投資的事業や政策的事業に活用できる財源がほとんど無いことを示しています。

【参考】平成19年度 全国平均92.0%、県内平均95.5%(政令市除く。以下同じ。)

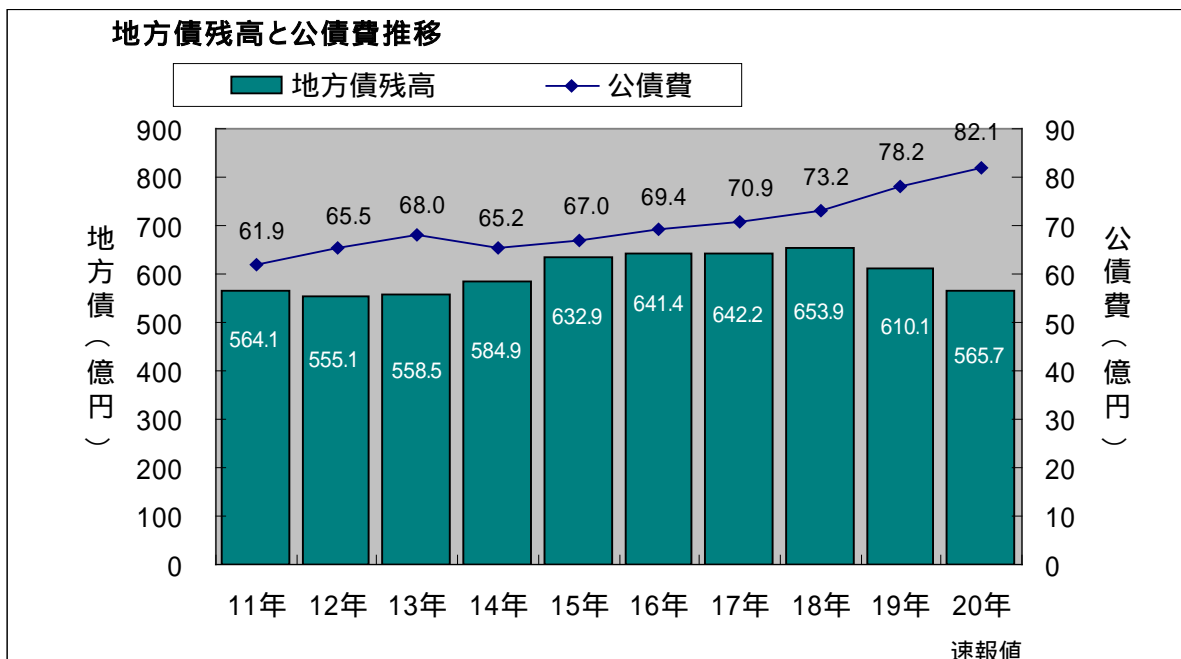


### 普通会計における地方債(借入金)残高と公債費(借入金の返済)

地方債(借入金)は、建設事業等に使う財源として借り入れを行っているものですが、その残高は、平成20年度(速報値)で約565億7千万円、市民一人当たりになると42万2千円となります。また、借入金の返済に要する経費である公債費は、平成20年度(速報値)は、約82億1千万円となり、歳出全体の15.3%を占めており、一般会計だけでなく企業会計等を含めた健全化判断比率の一つの実質公債費比率は、

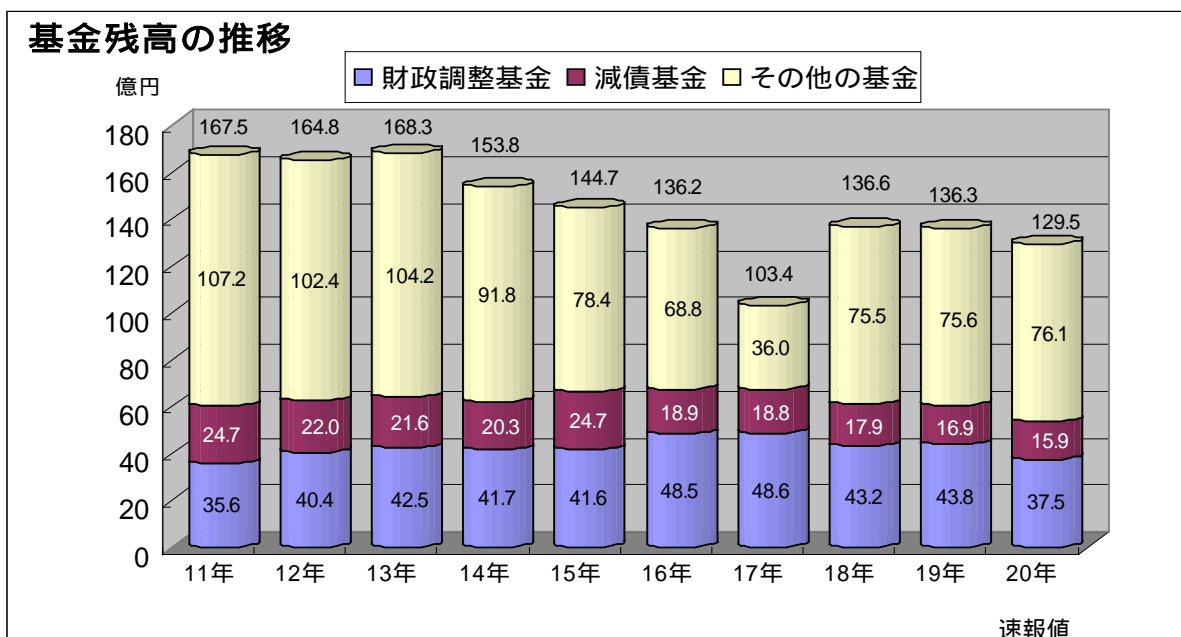
14.6%（早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%）となっています。

【参考】平成 19 年度 実質公債費比率 全国平均 12.3%、県内平均 12.5%



#### 普通会計における基金（預貯金）残高

平成 20 年度（速報値）の基金残高は、財政調整基金 37 億 5 千万円、減債基金 15 億 9 千万円、その他の基金（目的に応じ積み立てており、自由に使えるものではありません。）は 76 億 1 千万円で、合計では 129 億 5 千万円となっています。



(3) 今後の財政見通し

財政見通し(普通会計:平成21年11月現在) (行革効果見込額算入前)

(単位:億円)

区 分		内 容 説 明 等	H21(決 算見込)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
歳 入	市 税	市民税、固定資産税など	132.6	132.3	132.0	129.7	129.4	129.1	128.9	
	地方交付税	財政格差解消のため国から交付	159.1	154.2	142.2	140.1	136.8	137.6	139.1	
	その他(基金繰入金除く)	譲与税、交付金、国庫・県支出金など	307.7	230.2	242.2	244.7	252.3	254.1	253.5	
	歳 入 計			599.4	516.7	516.4	514.5	518.5	520.8	521.5
歳 出	人 件 費	職員の給与や議員報酬など	85.2	84.0	83.7	82.9	82.2	80.8	79.7	
	扶 助 費	生活保護、障がい者福祉などの費用	163.1	165.7	168.4	171.0	173.8	176.5	179.4	
	公 債 費	地方債(借金)の返済費用	81.7	78.8	74.3	69.5	61.6	61.0	60.8	
	補助費等	公益上の必要から事業等に対し交付	61.0	48.9	48.9	48.8	48.4	47.9	47.9	
	そ の 他	物件費、特別会計等への繰出金など	131.8	116.6	118.8	118.9	113.6	113.4	110.8	
	小 計			522.8	494.0	494.1	491.1	479.6	479.6	478.6
	投 資 的 経 費	普通建設事業 (通常分)	道路・橋梁その他の施設整備など	36.9	24.9	24.9	24.9	24.9	24.9	24.9
		小・中学校整備 (耐震化等)	小・中学校の耐震補強工事など	27.6		14.5	14.5	14.5	14.5	14.5
		小・中学校給食 施設整備	小・中学校の自校式学校給食場整備		0.3	3.7	4.8	15.7	15.7	15.7
		清掃工場大規模 改修	電気計装設備、機械設備等の更新 など		3.2	2.7	2.7	2.8	2.3	2.7
		そ の 他	システム再構築、災害復旧、失業 対策	22.7	9.2					3.0
小 計			87.2	37.6	45.8	46.9	57.9	57.4	60.8	
歳 出 計			610.0	531.6	539.9	538.0	537.5	537.0	539.4	
歳 入 合 計 - 歳 出 合 計			10.6	14.8	23.6	23.4	19.1	16.3	17.9	
財 源 調 整	財政調整基金・減債 基金繰入額	年度の収支バランスをとるために 預貯金(基金)を取り崩す額	6.1	14.8	23.6	23.4	19.1	16.3	17.9	
	前年度純繰越金	前年度余剰金で翌年度に繰り越した 額	4.5							
基 金 年 度 未 残 高	財政調整基金・減債 基金	年度の収支バランスをとるため、及び 地方債(借金)返済に使うための預貯金	46.3	31.5	7.9					
	財政調整基金・減債基金取崩し後不足額 (A)					15.5	34.6	50.9	68.8	
	地域振興基金 (取崩可能残高)	地域振興を図るための預貯金 (B)	8.0	12.1	16.2	20.4	24.7	29.1	33.5	
	地域振興基金の取崩可能額を活用した場合の不足額 (A) + (B)						9.9	21.8	35.3	
市債年度末残高		借金の年度末残高	551.6	520.7	502.1	490.4	492.8	496.4	498.0	

財政見通し(普通会計:平成21年11月現在) (行革効果見込額算入後)

(単位:億円)

区 分		内 容 説 明 等	H21(決算見込)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
歳入	市 税	市民税、固定資産税など	132.6	132.3	132.0	129.7	129.4	129.1	128.9	
	地方交付税	財政格差解消のため国から交付	159.1	154.2	142.2	140.1	136.8	137.6	139.1	
	その他(基金繰入金除く)	譲与税、交付金、国庫・県支出金など	307.7	230.2	242.2	244.7	252.3	254.1	253.5	
	歳 入 計			599.4	516.7	516.4	514.5	518.5	520.8	521.5
歳出	人 件 費	職員の給与や議員報酬など	85.2	84.0	83.7	82.9	82.2	80.8	79.7	
	扶 助 費	生活保護、障がい者福祉などの費用	163.1	165.7	168.4	171.0	173.8	176.5	179.4	
	公 債 費	地方債(借金)の返済費用	81.7	78.8	74.3	69.5	61.6	61.0	60.8	
	補助費等	公益上の必要から事業等に対し交付	61.0	48.9	48.9	48.8	48.4	47.9	47.9	
	そ の 他	物件費、特別会計等への繰出金など	131.8	116.6	118.8	118.9	113.6	113.4	110.8	
	小 計			522.8	494.0	494.1	491.1	479.6	479.6	478.6
	投資的経費	普通建設事業(通常分)	道路・橋梁その他の施設整備など	36.9	24.9	24.9	24.9	24.9	24.9	24.9
		小・中学校整備(耐震化等)	小・中学校の耐震補強工事など	27.6		14.5	14.5	14.5	14.5	14.5
		小・中学校給食施設整備	小・中学校の自校式学校給食場整備		0.3	3.7	4.8	15.7	15.7	15.7
		清掃工場大規模改修	電気計装設備、機械設備等の更新など		3.2	2.7	2.7	2.8	2.3	2.7
		そ の 他	システム再構築、災害復旧、失業対策	22.7	9.2					3.0
小 計			87.2	37.6	45.8	46.9	57.9	57.4	60.8	
歳 出 計			610.0	531.6	539.9	538.0	537.5	537.0	539.4	

歳入合計 - 歳出合計			10.6	14.8	23.6	23.4	19.1	16.3	17.9
行革効果見込額			1.4	6.0	11.1	18.9	20.0	20.0	20.0
行革効果額算入後歳入歳出差引額			9.2	8.8	12.5	4.5	0.9	3.7	2.1

財源調整	財政調整基金・減債基金繰入額	年度の収支バランスをとるために預貯金(基金)を取り崩す額	4.7	8.8	12.5	4.5			
	前年度純繰越金	前年度余剰金で翌年度に繰り越した額	4.5						

基金年度末残高	財政調整基金・減債基金	年度の収支バランスをとるため、及び地方債(借金)返済に使うための預貯金	47.7	38.9	26.4	21.9	22.8	26.5	28.6
---------	-------------	-------------------------------------	------	------	------	------	------	------	------

市債年度末残高	借金の年度末残高		551.6	520.7	502.1	490.4	492.8	496.4	498.0
---------	----------	--	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

#### 4 第一次改訂版策定の基本的な考え方

行財政改革の推進にあたっては、地方自治法に規定される「住民の福祉の増進」を図るとともに、「最少の経費で最大の効果」を上げるという地方自治体の本来の役割を念頭に置いた中で、行財政運営を適切かつ効果的・効率的に行い、危機的状況にある財政を建て直しながら、本市が目指す活力・魅力あるまちづくりにつなげるために第一次改訂版を策定します。

第一次改訂版策定にあたっては、現行の実施計画を基本とし、現行推進項目の内容の上乗せや新たな推進項目の追加などを行うものとします。

推進項目については、先例、慣例にとらわれることなく、新たな視点に立ち、できる限り市民負担増とならないように行政内部の改革を中心として検討を行うものとします。

第一次改訂版策定にあたり、市民の皆さんの理解・協力を得ながら、全市一丸となって取り組むためには、職員一人ひとりの更なる意識改革はもとより、本市財政の危機意識を市民の皆さんと共有することが必要であることから、適時市民の皆さんに情報提供し、意見等を聴きながら検討を行うものとします。

#### 5 第一次改訂版の計画期間

第一次改訂版の計画期間は、現行の行財政改革大綱及び実施計画の計画期間の最終年度である平成 22 年度を 3 年間延長し、平成 21 年度を起点として、平成 25 年度までの 5 年間で計画期間とします。

第一次改訂版については、社会経済情勢が大きく変化したこと等に伴い策定するものであり、今後も国の政策転換や新たな財政需要等が生じた場合は、必要に応じ、財政見直し等の見直しを随時行うものとします。

#### 6 数値目標

現行の行財政改革大綱及び実施計画と同様に、危機的状況にある財政基盤を建て直し、本市が目指す『市民とともに築く活力・魅力ある飯塚市』の実現に向けたまちづくり施策が展開できるように、平成 25 年度までに単年度の財政収支を黒字化することを目標とします。なお、市町合併の特例である地方交付税の「合併算定替」が平成 28 年度から 5 年間で逡減し平成 33 年度から「一本算定」になることにより、地方交付税の大幅な削減(約 26 億円)が見込まれることから、国の動向等も注視しながら必要な時点で改めて数値目標を設定します。

#### 7 今後予想される財政需要への対応について

11 ページ～12 ページに記載した「財政見直し」の投資的経費の欄では、直ぐに実施しなければならないもの、また、現時点で事業見込額が算定可能な投資的・政策的事業の主なものを計上しています。今後においては、市民の皆さんの安全・安心や活力・魅力あるまちづくりを推進するため、集中豪雨による被害を最小限に抑えるための浸水対策事業や中心市街地をはじめとするそれぞれの地域における活性化策などを早期

に取り組む必要があります。また、本市の最重要課題である学校教育、子育て支援等の更なる充実を図ることも必要であり、今後においても多額の財政需要が見込まれるところです。

しかしながら、これまでのように地方交付税や国の補助金に依存した財政運営は次第に困難になってきていることから、限られた財源の中で、将来を見据えた本市が目指すまちづくりを実現するためには、市民参画の中で全事務事業を点検・評価し、改善を行うことが必要であり、市民の皆さんに適時情報を公開し、また意見を聴き、理解・協力を求めながら「あれも、これも」から「あれか、これか」の取捨選択を行い、本市の身の丈にあった簡素で効果的・効率的な行政運営に取り組めます。

## 8 推進体制と進行管理

飯塚市行財政改革推進本部を中心として第一次改訂版を全庁的に推進します。また、この第一次改訂版の実施状況について、飯塚市行財政改革推進委員会(附属機関)に報告し、点検や評価を受けるなど適切な進行管理を行うとともに、市民の皆さんに市報やホームページ等で広く公表していきます。



## 9 実施計画

### (1) 推進項目の体系

大分類	中分類	小分類
行政経営の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の確立	(1) 財政の収支バランス改善に向けた行財政の簡素・効率化の推進	全事務事業のゼロベースからの見直し 民間の経営手法を取り入れた事務事業の効率化・重点化 補助金等の整理合理化 歳入の確保 公共工事 (ア) 公共工事コストの縮減 (イ) 入札・契約の適正化 行政評価制度の導入 公会計の整備
	(2) 民間委託等による民間活力の活用	民間委託等の推進 指定管理者制度の活用 PFI 手法の適切な活用の検討 市場化テスト（公共サービス改革法）の実施の検討
	(3) 公共施設の統合整理及び有効活用等	公共施設の統合整理等 公共施設（空きスペース等）の有効活用 公共施設のサービス向上
	(4) 地方公営企業の経営健全化	
	(5) 外郭団体等の経営の健全化	
地域の個性及び特性を生かした一体性・均衡ある発展の確保	(1) 地域の物的、人的資源を有効活用し、地域の個性及び特性を生かした一体性・均衡ある発展の確保	高齢者や有識者等の人材活用 豊かな自然や歴史・文化的遺産の保護と活用 行政サービスの統一・平準化
市民の視点に立った行政サービスの推進	(1) 便利でわかりやすいサービスの提供	窓口サービスの向上（市民への適切な対応） わかりやすい事務手続きの推進 行政サービスの情報化の推進
市民との協働（パートナーシップ）による行政運営の構築	(1) 人権が大切にされ、個性ある市民と協働のまちづくりの推進	市民との協働の推進と地域コミュニティの活性化 市民の参画機会の拡充 パブリック・コメント（市民意見募集手続）制度の導入

大分類	中分類	小分類
	( 2 )公正で透明性の高い行政運営の推進	情報公開及び個人情報保護制度の充実 監査機能等の充実強化 市民への情報提供等の充実 審議会等附属機関の見直し
分権型社会に対応した 自主・自立性が発揮できる 組織体制の確立	( 1 )時代の変化に即応した柔軟で効率的な組織・機構の構築	
	( 2 )組織のフラット化と庁内分権の推進	
	( 3 )定員管理及び給与の適正化	
	( 4 )職員の意識改革と人材育成	意識改革 人材育成 人事制度の確立

(2) 推進項目集計表

項 目	項目数	計画年度及び効果見込額(百万円)					5年間計
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
<b>1 行政経営の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の確立</b>							
(1)財政の収支バランス改善に向けた行財政の簡素・効率化の推進							
① 全事務事業のゼロベースからの見直し	15	7	282	690	720	722	2,421
② 民間の経営手法を取り入れた事務事業の効率化・重点化							
③ 補助金等の整理合理化	3			56	56	56	168
④ 歳入の確保	5		4	4	5	5	18
⑤ 公共工事							
(ア)公共工事コストの縮減							
(イ)入札・契約の適正化	1						
⑥ 行政評価制度の導入	1						
⑦ 公会計の整備							
(2)民間委託等による民間活力の活用							
① 民間委託等の推進							
② 指定管理者制度の活用							
③ PFI手法の適切な活用の検討							
④ 市場化テスト(公共サービス改革法)の実施の検討							
(3)公共施設の統合整理及び有効活用等							
① 公共施設の統合整理等	2		73	125	135	146	479
② 公共施設(空きスペース等)の有効活用							
③ 公共施設のサービス向上							
(4)地方公営企業の経営健全化	1		16	16	16	16	64
(5)外郭団体等の経営の健全化	1						
<b>2 地域の個性及び特性を生かした一体性・均衡ある発展の確保</b>							
(1)地域の物的、人的資源を有効活用し、地域の個性及び特性を生かした一体性・均衡ある発展の確保							
① 高齢者や有識者等の人材活用							
② 豊かな自然や歴史・文化的遺産の保護と活用							
③ 行政サービスの統一・平準化							
<b>3 市民の視点に立った行政サービスの推進</b>							
(1)便利でわかりやすいサービスの提供							
① 窓口サービスの向上(市民への適切な対応)	2						
② わかりやすい事務手続きの推進							
③ 行政サービスの情報化の推進							
<b>4 市民との協働(パートナーシップ)による行政運営の構築</b>							
(1)人権が大切にされ、個性ある市民と協働のまちづくりの推進							
① 市民との協働の推進と地域コミュニティの活性化	3						
② 市民の参画機会の拡充							
③ パブリック・コメント(市民意見募集手続)制度の導入							
(2)公正で透明性の高い行政運営の推進							
① 情報公開及び個人情報保護制度の充実							
② 監査機能等の充実強化							
③ 市民への情報提供等の充実							
④ 審議会等附属機関の見直し	1						
<b>5 分権型社会に対応した自主・自立性が発揮できる組織体制の確立</b>							
(1)時代の変化に即応した柔軟で効率的な組織・機構の構築							
(2)組織のフラット化と庁内分権の推進	3						
(3)定員管理及び給与の適正化	6	137	287	278	621	717	2,040
(4)職員の意識改革と人材育成							
① 意識改革							
② 人材育成							
③ 人事制度の確立							
<b>6 実施計画で未実施の推進項目の検討</b>							
実施計画で未実施の推進項目の検討	1				420	420	840
<b>合 計</b>	<b>45</b>	<b>144</b>	<b>662</b>	<b>1,169</b>	<b>1,973</b>	<b>2,082</b>	<b>6,030</b>
市議会における取り組み	1			53	53	53	159
<b>総合計</b>	<b>46</b>	<b>144</b>	<b>662</b>	<b>1,222</b>	<b>2,026</b>	<b>2,135</b>	<b>6,189</b>
<b>普通会計計</b>		<b>144</b>	<b>602</b>	<b>1,112</b>	<b>1,894</b>	<b>2,003</b>	<b>5,755</b>

### (3) 推進項目個別一覧

\*「検討・実施」とは、検討を行ないながら、実施可能な時期(可能な年度、または、年度途中)から実施を行なうことをいう。

#### 1 行政経営の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の確立

##### (1) 財政の収支バランス改善に向けた行財政の簡素・効率化の推進

##### ① 全事務事業のゼロベースからの見直し

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額(百万円)					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
1	清掃、警備等委託の見直し	公共施設については、ほとんどの施設で、施設維持管理のために清掃、警備、保守点検等の民間委託を行っているが、施設ごと又は所管課ごとに委託契約しているのが実情である。地方経済が長期低迷している中、市内中小企業者等の育成や受注機会の確保を図る観点などを踏まえながら、可能な限り複数の施設で一括して委託契約を行うほうが、より事務の簡素化及び経費の縮減につながることから、発注方法の見直しについて検討を行う。	検討	検討・実施	→	→	→	契約課
2	長期継続契約の検討	長期継続契約については電気、ガス、水道、電気通信または不動産を借りる契約に限られていたが、地方自治法の改正により、物品の借り入れ又は役務の提供を受ける契約で条例で定めるものについては長期継続契約ができることとなったことから、競争性、公平性を考慮しつつ、事務の簡素化、委託経費の縮減等を図るため、条例化について検討を行う。	検討・実施	実施	→	→	→	契約課
3	民有地等借地の見直し	公共施設用地、施設利用者又は公共的団体等の施設用地として市が借地料を支出しているものがあるが、これまでの経緯、利用実態などを勘案しながら、行政負担の必要性等について検討を行う。	検討	実施	→	→	→	管財課 関係課
4	公用車管理の見直し	職員の削減や支所の総合窓口化などを図りながら、公用車を10%削減する。なお、買い替えの際には軽自動車(箱型キャブタイプ等)を購入することを促進するとともに、省資源化や経費削減を図るためにハイブリッド車(電気自動車を含む。)、原動機付自転車や電気自転車等の購入について検討を行う。	実施	→	→	→	→	管財課

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
5	飯塚オートレース場 運営の見直し	オートレース場は、レジャーの多様化や長引く景気低迷などにより、入場者数及び一人あたりの購買額は年々減少傾向となっており、本事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるが、事業収支改善計画（平成18年度から平成20年度まで）に則った事業を積極的に展開することにより、平成17年度から単年度収支は若干の黒字に転換している。しかしながら、平成22年度から交付金の返還（平成22年度1億円、平成23年度から平成29年度まで2億円）がはじまることから、更なる新規ファンの獲得や効果的な経費の投入、また常設場外車券売場の開設など経営改善に最大限努力しながら、雇用確保等の観点からも直営での事業継続を図る。ただし、単年度収支が赤字となり、収支改善の見込みが立たないと判断したときは、包括的民間委託を導入する。	検討	実施	→	→	→	事業管理課
6	ジェネリック医薬品 (後発医薬品)の利用 促進	医療費については、高齢社会の急速な進展などにより年々増加傾向にあるとともに、小学校就学前の医療費無料化(今後も拡充することが予想される。)による保険者及び市町村の負担も増加している。ジェネリック医薬品(後発医薬品)については、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化の観点から国、福岡県も普及促進に努めているところであり、ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減などについて、医療費通知の際、積極的に周知するとともに、ジェネリック医薬品の利用を医師や薬剤師にお願いしにくい場合も考えられることから、国、県と連携・協力しながら「ジェネリック医薬品希望カード(仮称)」の配付について早急に検討を行い、ジェネリック医薬品利用の更なる普及促進に努める。	検討・実施	実施	→	→	→	健康増進課
7	中学生海外研修事業 の見直し	中学生の海外研修事業については、海外でのホームステイを通じて異文化に接することにより、英会話と外国の生活、習慣、文化、考え方の違い等を実際に体験し、将来国際的にも有能な人材を育成するため、旧飯塚市では平成5年度、旧穂波町では平成11年度、旧筑穂町では平成2年度から実施しているものであるが、事業開始から10年以上経過し、生徒を取り巻く教育・生活環境も変化していることから、より多くの生徒が国際化体験ができるような事業への変更など、事業内容等の見直しについて検討を行う。	検討・実施	実施	→	→	→	生涯学習課

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
8	書籍による例規類集等の廃止	例規類集については、すでにデータベース化しており、書籍による例規類集については廃止を検討する。また、法令集等の追録についても、廃止の方向で検討を行う。	検討	→	実施	→	→	総務課 関係課
9	選挙投票区等の見直し	期日前投票者が増加傾向にあり、選挙当日の投票者数が減少する中で、市町合併前と同様に市内には49箇所の投票所があるが、1投票所あたりの有権者数や投票所までの距離で地域差が大きいことから、地域の実情等も勘案しながら、一定の基準を定めた中で、分割も含め選挙投票区等の見直しについて検討を行う。	検討	→	→	検討・実施	→	選管事務局
10	支所の夜間・休日管理体制（宿日直）の見直し	支所の夜間・休日管理体制（宿日直）については、施設維持管理、届出（主に死亡、婚姻等）の受理等のために、委託等により人員配置を行っているが、利用実態等（死亡の届出はほとんどが葬祭業者が代行し、その他の届出等は少ない）を勘案しながら、支所における夜間・休日の管理体制について見直しを行う。	検討	実施	→	→	→	支所総務課
11	事務事業について数値目標の設定	市民の税金を有効に活用しながら、市民サービスを行うためには、厳しい財政状況の中、公的関与を含む事務事業の必要性などを検証しながら、最小の経費で最大の効果を出すことが必要であり、民間手法に倣いながら、行政経営・地域経営の視点に立った中で、数値目標を掲げ、目標に向かって利用者等の意見を聴きながら、常に検証し改善しながら職員一丸となって取り組んでいくことが必要であることから、全ての事務事業について数値目標を設定する。	検討	実施	→	→	→	行財政改革 推進室
12	予算編成制度の見直し	限られた財源のもと、より効率的・効果的な予算執行を行うことが必要であることから、事務事業仕分けを活用した行政評価制度の導入検討等と併せて、予算編成制度の見直しについて検討を行う。		検討・実施	→	→	→	財政課
13	小・中学校ごとに配置している学校用務員の見直し	現在小・中学校ごとに学校用務員を1名配置し、施設の簡易な維持・修繕業務等を行っているが、同地区内の複数の学校などを所管し、グループ（ブロック）による複数の職員で共同作業等するほうがより効果・効率的であることから、一定の学校に用務員を集約し、必要の都度各学校に出向き作業等ができるような体制を検討する。	検討	検討・実施	→	→	→	教育総務課

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
14	イベントなどの見直し	同一生活圏域である隣接自治体でも同種のイベント等(地域に特化しているものを除く)を実施している場合は、事業の効率化等の観点から、合同開催の可否について関係自治体、関係団体等と協議を行い、改善を図る。また、行政関与のあり方についても併せて検討を行う。	検討	実施	→	→	→	関係課
15	その他業務等見直しによる削減	全課における業務等の見直しを抜本的に行う。	実施	→	→	→	→	関係課
			7	282	690	720	722	

### ③ 補助金等の整理合理化

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
16	補助金等の見直し	補助及び交付金については、平成18年度に暫定的な見直しを行っているが、抜本的な見直しがなされていないのが現状であり、全ての補助金を対象に見直しを行う。なお、見直しにあたっては、補助金等の意義、役割、必要性等を精査し、団体等の自立支援を進めながら、縮小・廃止、事業費補助への転換、補助期間の終期の設定、また第三者の審査機会の設定などを行うことにより更なる整理・合理化を図る。	検討	検討・実施	→	→	→	行財政改革 推進室 財政課 関係課
17	会費・負担金の見直し	任意の各種団体を自治体等が構成し、その団体の会員として事務事業運営などの必要経費に充てるために負担金という名目で会費を支出しているが、所期の目的を終えたもの、脱会しても日常業務に影響がないものなど、負担金の費用対効果や必要性・意義等について検証しながら、脱会の可否について検討するとともに、脱会が困難な場合も、本市の財政状況を踏まえて負担金の減額について要望・提案する。また、会議出席負担金については、真に必要不可欠なものに限定し、より一層の経費節減に努める。	検討	検討・実施	→	→	→	行財政改革 推進室 財政課 関係課
18	地域向け補助金の一本化の検討	地域コミュニティの構築のため、各地区公民館を中心として現在各地区ごとに自治会や教育、福祉、防犯・防災、環境等の各種団体がネットワーク化した「まちづくり協議会(仮称)」の設立に向けた準備が進められている。現在、自治会(自治公民館)や地域内の市の業務を補完している各種団体に対し個別(一部を除く)に補助金等が支出されているが、各地域の実情等に応じた市民活動がより自主・自立的にできるように、地域向け補助金の一本化など、そのあり方について検討を行う。	検討	→	実施	→	→	市民活動推 進課 関係課
					56	56	56	

④ 歳入の確保

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる担当部課
			21	22	23	24	25	
19	自動販売機設置の見直し	協働のまちづくり、地域コミュニティの推進に積極的に取り組んでいる地域のまちづくり協議会や福祉、教育、子育て等の公共的団体、民間ボランティア団体等にとって特に関係が深い公共施設については、施設の一部に設置している清涼飲料水等の自動販売機の敷地を無償貸与（行政財産の貸付け）し、販売手数料を当該団体等の収入にすることにより、自主・自立的な運営を支援するための自主財源の一部として活用できるように検討を行う。また、自動販売機を設置しているその他の公共施設においては、民間の設置事業者を公募・入札等することによりこれまで以上に借地料（又は販売手数料）収入が見込めることから、貸付方式の導入の可否について検討を行う。	検討	実施	→	→	→	管財課 関係課
20	職員の公共施設駐車場利用の有料化	職員駐車場利用の有料化については、平成21年5月から本庁勤務の職員に対して実施しているが、職員負担の公平性等の観点からも、支所、出先機関等についても早期に拡大するとともに、公立小中学校も市有財産であり教職員（県費負担教職員を含む）に対しても有料化の方向で検討を行う。	検討	検討・実施	→	→	→	総務課 関係課
21	来庁者用駐車場の有料化の検討	来庁者用駐車場については、特に本庁の来庁者用駐車場では来庁者以外の利用も見受けられることから、有料化を早急に検討する。なお、来庁者の利用時間等を考慮し、無料で利用できる時間も併せて検討する。また、庁舎前等の来庁者用駐車場については、歩行等が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱える保護者等の専用駐車場として利用することを検討する。	検討	→	→	検討・実施	→	総務課
22	企業誘致の推進	地域経済が長期低迷する中で、雇用確保策が求められている。鯉田工業団地をはじめ、リサーチパークなどの工業団地に企業を誘致することにより、雇用の拡大、定住人口や税収の増加が期待できるとともに、活気・活力あるまちづくりにつながることから、積極的な企業誘致活動を推進する。	実施	→	→	→	→	企業誘致 推進室



No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
23	飯塚リサーチパークの一部について用途地域指定の見直し	飯塚リサーチパークは平成5年の分譲開始後16年以上経過している。当初の分譲対象業種は、研究開発型企业及び情報系産業であったが、早期分譲を図るため、平成11年に一部の区画について見直しを行い分譲対象を拡大したが、現時点でも5区画が売れ残っている現状であることから、住宅密集地に隣接している区画の住宅団地への変更や更なる分譲対象業種の拡大などについて早期に検討を行う。	検討	検討・実施	→	→	→	産学振興課
				4	4	5	5	

## ⑤ 公共工事

### (イ) 入札・契約の適正化

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
24	入札・契約制度の改善	1千万円以上の土木・建設工事については、条件付一般競争入札を平成21年4月から本格導入し、一定の効果を上げているが、適正な価格で、より品質の高い社会資本を確保するため、更なる拡充策について検討を行う。	検討	検討・実施	→	→	→	契約課

## ⑥ 行政評価制度の導入

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
25	事務事業仕分けを活用した行政評価制度の導入	厳しい財政状況のもと、これまでどおり行政サービスの水準を維持・継続することは困難な状況となっており、行政経営の視点に立った中で、PDCAサイクルに沿い、点検・評価を通じて出された結果を予算や計画などへ反映しながら、よりよい行政経営を継続的に進めるように、事務事業仕分けを活用した行政評価制度の導入を検討する。	検討	試行	実施	→	→	行財政改革推進室

(3) 公共施設の統合整理及び有効活用等

① 公共施設の統合整理等

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
26	「公共施設等のあり方に関する実施計画」に基づいた計画的な実施	平成20年3月に「公共施設等のあり方に関する基本方針」、平成21年2月に「第一次実施計画」を策定し、できる限り早期に「第二次実施計画」を策定する予定であるが、市民、関係団体等に理解・協力を求めながら、実施計画に示した方向性に基づいて計画的かつ着実に実施する。	実施	→	→	→	→	行財政改革推進室 関係課
27	学校給食運営の見直し	学校給食については、学校給食審議会の答申を受け、全ての小・中学校について自校方式への移行方針を決定し、大規模改修、改築工事に合わせて順次給食調理場を設置する予定であるが、その際には民間委託を検討する。また、全ての小・中学校に給食調理場を設置するまでには一定の期間を要することから、飯塚学校給食センターについても、早期に民間委託の導入を図る。	検討	→	実施	→	→	学校給食課
				73	125	135	146	

(4) 地方公営企業の経営健全化

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
28	地方公営企業の経営健全化	上下水道事業については、独立採算制の原則に基づき、より一層の計画性・効率性の高い企業経営を推進するため、民間活力の導入等企業のスリム化を図りながら、更なる経営の健全化に向けた取り組みを行なう。	検討	実施	→	→	→	上下水道局 総務課
				16	16	16	16	

(5) 外郭団体等の経営の健全化

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
29	外郭団体等経営改革プランの策定	指定管理者制度の導入や公益法人制度改革など、外郭団体等を取り巻く情勢が大きく変化する中で、市と外郭団体等の役割分担や、市の人的関与及び財政的関与のあり方等を抜本的に見直し、市の取り組むべき事項を明確にするとともに、経営主体である各団体が、自ら積極的な改善・改革を行う必要があることから、経営改革プランの策定について協議を行う。	検討	実施	→	→	→	行財政改革推進室 関係課

### 3 市民の視点に立った行政サービスの推進

#### (1) 便利でわかりやすいサービスの提供

##### ① 窓口サービスの向上(市民への適切な対応)

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額(百万円)					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
30	市民総合窓口(ワンストップサービス)等の導入	市民の窓口利便性の向上の観点から、複数の窓口を回る負担をできる限り軽減するため、窓口業務間の連携等を図りながら、諸証明の発行窓口の一本化、相談窓口の充実など総合窓口(ワンストップ)化について検討する。また、窓口での手数を減らし市民にかけられる負担をできるだけ軽減するため、各種申請書について、共通申請書の導入など手続きを含め様式の簡素化を図る。	検討	→	実施	→	→	行財政改革 推進室 情報推進課 関係課
31	フロアマネージャー制度の導入	本庁1階ロビー案内所(委託職員)に2名配置(一部電話交換業務も兼務)しているが、窓口業務の更なるサービス向上を図るため、各種窓口への案内や、申請書等の書き方等の手伝いをするフロアマネージャー制度(職員が交替で勤務)を平成21年7月から試行実施しているが、試行期間中における課題・問題点等を早期に整理・検証し、平成22年度から本格導入を行う。	試行	実施	→	→	→	総務課

### 4 市民との協働(パートナーシップ)による行政運営の構築

#### (1) 人権が大切にされ、個性ある市民と協働のまちづくりの推進

##### ① 市民との協働の推進と地域コミュニティの活性化

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額(百万円)					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
32	市に事務局がある公共的団体等のあり方の見直し	行政を補完している公共的団体等の事務局を、職員が職務の一つとして又は派遣等を行いながら運営しているものがあるが、設立目的や運営実態等も勘案し、関係団体等と協議を行いながら、自主・自立的運営を目指した体制の構築について検討を行う。	検討・実施	→	→	→	→	行財政改革 推進室 関係課

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
33	地域コミュニティの基盤となる組織の更なる活性化	自治会及び隣組は任意団体で、住民の自治組織であるが、地域住民にとって最も身近な団体であることから、地域コミュニティの活性化を図る上で、中核かつ基盤となる組織として重要な役割を担っていただく必要がある。近年、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄化する中において、自治会や隣組の活動が弱体化しているところも見受けられる。今後、地域の更なる活性化を図るためには、加入世帯の増加などを図ることが必要であり、その方策について自治会等と一体となって検討を行うとともに、高齢者等がほとんどを占める自治会や小規模自治会等が抱える課題等についても、地域住民とともにその解決に向けた協議を行う。	検討	検討・実施	→	→	→	市民活動推進課
34	地域担当制の検討	市民と行政との協働のまちづくりを推進する上で、職員が市民の一人として自ら積極的に地域活動に参画することが必要であるとともに、地域と行政とのパイプ役として個々の地域の実情を把握している職員を自治会に適正配置することで、地区公民館職員と連携を図りながら、より効果的・特徴的な協働事業を展開することが期待できることから、地域担当制の検討を行う。	検討	→	実施	→	→	市民活動推進課 中央公民館

## (2) 公正で透明性の高い行政運営の推進

### ④ 審議会等附属機関の見直し

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
35	附属機関である審議会等委員の報酬の見直し	附属機関である審議会等委員である非常勤特別職の報酬については、県内自治体における報酬額を参考にしながら改定の是非について検討を行う。	検討	検討・実施	→	→	→	人事課

## 5 分権型社会に対応した自主・自立性が発揮できる組織体制の確立

### (2) 組織のフラット化と庁内分権の推進

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
36	プロジェクトチーム等の設置の検討	地方分権が進められる中、多種多様でかつ専門化が求められる行政需要に迅速かつ適切に対応していくためには、個別の事務事業部門のみの対応では十分な行政サービスの提供は困難な面もあり、部門を越えた横断的な政策研究チームが必要となっていることから、プロジェクトチーム及びタスク・フォース等の設置を検討する。	検討	実施	→	→	→	行財政改革推進室 人事課

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
37	課内グループ制の検討	組織の弾力的な事務事業の執行体制の確立や組織のスリム化を図りながら、限られた人材を柔軟かつ効率的に活用するため、課、室等（以下「課等」という。）において、従来のような固定的な係に代え、課等の分掌事務をより効率的に行えるように随時グループを設置でき、加えて、職員の業務分担の補完体制がスムーズにできるように課内グループ制を検討する。	検討	試行	実施	→	→	行財政改革 推進室 人事課
38	職員の横断的かつ弾力的な活用	小・中学校、幼稚園の夏季休業日等長期にわたって学校等が休業になった場合、学校用務員、図書司書、給食調理員、幼稚園教諭等については、施設の保守点検・修繕、研修、蔵書等の整理、来季に向けたカリキュラム作成等を行っているが、職員を削減する中において、繁忙期である部署もあることから、可能な限り他部署との応援体制がとれる横断的かつ弾力的な活用（派遣）ができる仕組みについて検討を行う。	検討	検討・実施	→	→	→	行財政改革 推進室 人事課

### (3) 定員管理及び給与の適正化

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
39	定員適正化計画の策定・実施	全ての事務事業の整理・効率化、公民連携の推進（指定管理者制度、市場化テスト、PFI等）、組織の合理化、職員の適正配置の観点から定員適正化計画を策定し、順次実施する。なお、平成26年4月までに全職員数を平成21年度に比べ12.9%（130人）削減することを目標とする。	検討	実施	→	→	→	行財政改革 推進室 人事課

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
40	早期退職勧奨制度の 期限付き導入	早期退職勧奨制度は合併直後から平成19年度まで実施し、平成20年度から実施を見送っていたが、組織・機構の抜本的な見直しを予定している平成23年度に合わせ、平成22年度に実施する。なお、平成23年度以降の実施の是非については、将来の組織・機構のあり方と合わせ別途検討を行う。	検討	実施				人事課
41	特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給料で考慮することが適当でない認められる職員に支給しているものであるが、生活保護法の現業事務手当及び汚物処理手当については、給料の範囲内で賄えるものとして、廃止を検討する。	検討	→	実施	→	→	人事課
42	非常勤特別職の報酬 の見直し	非常勤特別職の報酬については、県内及び類似自治体の報酬額を参考にしながら、改定の是非について検討を行う。	検討	検討・実施	→	→	→	行財政改革 推進室
43	一般職の職員給与の 減額	国家公務員に準じて職員の給与改定を行なったことなどにより、ここ数年職員給与は減額傾向が続いているが、地域経済が長期低迷中、市民生活がますます厳しくなっており、市民の理解・信頼を得るためには、更なる総給与費の抑制が必要であることから、給与制度のあり方を含め、財政状態が改善されるまでの間の職員給与の時限的な減額について検討を行う。	検討・実施	→	→	→	→	人事課
44	被服貸与制度のあり 方の見直し	被服の貸与については、職員等が現場での作業等に従事する場合に、作業服、帽子等を業務内容等により期間を設けて貸与しているが、特殊な被服を除いて、被服貸与制度の廃止・縮小について検討を行う。なお、継続する間は、貸与を受ける職員、品目、数量、貸与期間について見直しを行う。	検討	実施	→	→	→	人事課
			137	287	278	621	717	

#### 実施計画で未実施の推進項目の検討

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
45	実施計画で未実施の 推進項目の検討	社会経済情勢の急激な変化や子育て支援策の更なる推進を図るため、現行の実施計画の推進項目で実施しなかったものについては、本市が目指すまちづくりの方向性を念頭に置いた中で、地域における社会経済情勢や国の動向等を勘案しながら実施の是非について検討を行う。なお、実施する場合は、再度、実施内容等について検討を行う。	検討	→	→	実施	→	関係課
						420	420	

市議会における取組み

No	項目	内容	計画年度及び効果見込額（百万円）					中心となる 担当部課
			21	22	23	24	25	
46	議員定数の見直し	市議会では行財政改革推進の一環として、これまで政務調査費の減額や費用弁償の実費支給などによる議会関連経費の縮減に取り組んでいるが、次回の一般選挙（平成23年春執行予定）から議員定数34人を28人とし、更なる行財政改革の推進に努める。			実施	→	→	
					53	53	53	